

KANNE 職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE(以下「この法人」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 前項以外の契約職員、パートタイマー、アルバイト等など就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、その者に適用する規程もしくは個別の労働契約等の定めによる。

(給与)

第 2 条 職員に支給する給与は、別表 1 に定める給料及びこの規定で定める賞与及び通勤手当とする。

2 給与(賞与を除く。)は、月払いとし翌月の 10 日までに通貨または本人名義の口座に振り込む方法により、その全額を支給するものとする。ただし、所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、報酬等の支給額から控除する。

(給料の計算方法)

第 3 条 時給で定める職員の給料は、同月分の勤務時間を合計して計算する。1 時間未満の勤務時間が発した場合は、15 分単位で積算し 15 分未満の端数は切り上げる。

2 前項により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、小数点以下を四捨五入する。

(賞与)

第 4 条 賞与は、当法人の各期の業績等を勘案して、夏季、冬季、期末に必要な応じて在職する職員に対して支給することがある。

2 支給額及び支給時期は理事会で定める。

(通勤手当)

第 5 条 総合職(正職員)が通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例としている場合には、通勤手当を支給することができる。

2 支給額は次のとおりとする。

(1) 自動車等の使用距離(以下この項にあつては「使用距離」という。)が片道 10 km 以上 15 km 未満である職員 7,100 円

(2) 使用距離が片道 15 km 以上 20 km 未満である職員 10,000 円

(3) 使用距離が片道 20 km 以上である職員 12,900 円

(その他手当)

第6条 その他手当は、役職手当等、事業の運営状況、職員個々の能力に応じて法人が必要と認めるときに、個別の契約によりその手当を支払う。

(賃金の改定)

第7条 賃金の改定については、原則として毎年4月に行うこととし、改定額については、理事会において決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、前項に限らず改定することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規定の改定は、令和4年5月24日から施行する。

別表1

職 名	給料の額
総合職(正職員)	月給 225,900 円
その他の職	別途理事会が定める